

様式第4号（第10条関係）

下野市国民健康保険運営協議会 議事録

審議会等名 令和4年度 第4回下野市国民健康保険運営協議会
日 時 令和5年2月6日（月） 午後1時30分から午後2時20分まで
会 場 下野市役所 2階 203会議室
出席者 稲見郁夫委員、九鬼眞澄委員、岡田利委員、須崎よしえ委員、高橋康子委員、
富山剛委員、内藤文明委員、野口徹委員、鈴木玉枝委員、相澤康男委員、
松山裕委員、吉永希代子委員、渡邊欣宥委員、金清隆純委員、吉田恵子委員、
遠藤正三郎委員
欠席者 伊澤美智江委員、吉田恵子委員
市側出席者 （事務局）直井市民生活部長、根本市民課長、長塚税務課長、宇賀持課長補佐、
飯野課長補佐、日向野課長補佐、江連正子課長補佐、朝日主事
公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）
傍聴者 0人
議事録（概要）作成年月日 令和 5年 2月 6日

【協議事項等】

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
 - （1） 令和4年度下野市国民健康保険特別会計補正予算について（資料1）
 - （2） 令和5年度下野市国民健康保険特別会計当初予算について（資料2）
 - （3） 下野市国民健康保険税条例の一部改正について（資料3-1、3-2）
- 4 報告事項
 - （1） 下野市国民健康保険条例の一部改正について（資料4）
 - （2） 下野市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況について（資料5）
 - （3） 下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画の進捗状況について（資料6）
- 5 その他
 - （1） 令和5年度下野市国民健康保険運営協議会スケジュールについて（資料7）
- 6 閉会

1 開会

(事務局) ただ今より、令和4年度4回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。
これより議事に入りたいと存じますが、下野市国民健康保険規則第9条の規定によりまして、議事の進行を松山会長にお願いしたいと存じます。

2 あいさつ

3 協議事項

(松山会長) 早速ですが、議事事項に入りたいと思います。
本日の出席人数は定数18名のところ16名で下野市国民健康保険規則第11条の規定により会議の定足数を満たしておりますので本会議が成立していることをご報告申し上げます。
続きまして、下野市国民健康保険規則第14条の規定により本日の会議録署名人に、被保険者代表の野口委員と鈴木委員を指名したいと思いますがご異議ございませんか。

—異議なし—

異議なしと認め本日の会議録署名人は野口委員と鈴木委員にお願いいたします。

(1) 令和4年度下野市国民健康保険特別会計補正予算について

(松山会長) 協議事項(1)「令和4年度下野市国民健康保険特別会計補正予算について」事務局の説明を求めます。

(事務局) 令和4年度下野市国民健康保険特別会計補正予算について説明いたします。
資料1をご覧ください。今回の補正予算につきましては、歳入歳出をそれぞれ47万4千円減額し、予算総額55億9,489万9千円にするものです。主な内容につきましては、保険基盤安定負担金の確定に伴う減額補正、保険給付費等交付金普通交付金の精算に伴う返還金支出による増額補正となっております。
まず、歳入について説明いたします。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目1節 保険基盤安定繰入金につきまして、63万9千円の減額補正で、補正後の額は、2億7,321万4千円となります。
こちらは、保険基盤安定負担金の交付額が確定となったため減額補正となりました。

次に、歳出について説明いたします。資料1の裏面をご覧ください。

5款 保険給付費、1項 療養諸費、1目24節 積立金につきまして、2,802万5千円の減額補正で、補正後の額は2億5,579万円となります。

つづきまして、7款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、5目22節 償還金、利子及び割引料につきまして、2,738万6千円の増額補正で、補正後の額は2,980万円となります。

これらは、医療費支払いのため県より交付された保険給付費等交付金（普通交付金）について、令和３年度交付分の精算により返還額が確定したことから、保険給付費等交付金償還金を増額するものです。

また、財政調整として、８款 予備費を 16 万 5 千円の増額補正とし、補正後の額は 316 万 5 千円となります。

この増額補正につきましては、令和４年度下野市国民健康保険特別会計補正予算において、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことによる未就学児均等割保険料負担金の創設に伴う交付金申請報告に要するシステム改修費が要することから増額補正しましたシステム改修費分です。

以上、説明といたします。

（松山会長） ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。

それでは質問が無いようなので、協議事項（１）令和４年度下野市国民健康保険特別会計補正予算について、ご承認をいただけますでしょうか。

—異議なし—

異議なしと認め、協議事項（１）について承認されました。

（２）令和５年度下野市国民健康保険特別会計当初予算について

（松山会長） 協議事項（２）「令和５年度下野市国民健康保険特別会計当初予算について」事務局の説明を求めます。

（事務局） 令和５年度下野市国民健康保険特別会計当初予算について説明いたします。

資料２をご覧ください。令和５年度の予算総額につきましては、52 億 3,945 万 9 千円で、前年度と比較して 2,477 万 7 千円増の予算となっております。

歳入予算の主な内容について説明いたします。

１款 国民健康保険税につきましては、前年比較で 93 万円増の 11 億 2,107 万 4 千円となります。増額の主な要因としまして、各種感染拡大防止策やワクチン接種の拡大により、コロナ禍からの景気回復に伴う税収の増を見込んでおります。

５款 県支出金につきましては、前年比較で 4,487 万 1 千円増の 37 億 4,659 万 2 千円となります。増額の主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えの反動が特に入院外の医療費の増や医療の高度化による保険給付費の増額に伴い、その財源となる普通交付金の増額が見込んでおります。

７款 繰入金につきましては、前年比較で 1,191 万 4 千円減の 3 億 5,703 万 9 千円となります。減額の主な要因としましては、財政安定化支援事業繰入金の減額を見込んでおります。

令和５年度において、市町納付金について、栃木県では市町の負担額を抑止す

るため、前年度繰越金の一部を活用することから前年比 6 千 66 万 1 千円の減となったことから、財政安定化支援事業繰入金を行わなくとも国保財政を維持できると見込んでおります。

8 款 繰越金につきましては、前年比較で 8,650 万円減の 635 万円となります。これは前年度からの繰越金減を見込んでおります。

9 款 諸収入につきましては、前年比較で 440 万円減の 800 万 9 千円になります。こちらは一般被保険者延滞金の減を見込んでおります。

続きまして、歳出予算の主な内容について説明いたします。

2 款 保険給付費につきましては、前年比較で 6,598 万 8 千円増の 37 億 29 万 5 千円となります。増額の主な要因としましては、療養給付費及び高額療養費の増によるものです。

3 款 国民健康保険事業費納付金につきましては、前年比較で 6,066 万 1 千円減の 13 億 5,502 万 9 千円となります。この国民健康保険事業費納付金とは、平成 30 年度の国保制度改正により国保運営において新たに導入されたもので、県が責任主体となり、市町から国民健康保険事業費納付金を徴収するとともに、県内市町が医療費等の支払に必要とする額を県から市町へ交付することとなりました。県が県全体の医療費を見込み、これを基に各市町の所得水準や被保険者数、医療費水準等に応じて、納付金を算定しています。

令和 5 年度の県への納付金の減額につきましては、県の説明によりますと、被保険者数の減少及び 75 歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度を支援するため、74 歳以下の被保険者に負担していただく後期高齢者支援金において、県内市町の納付金負担額を抑止するため、前年度繰越金の一部を活用し令和 5 年度納付金を算出したことが主な要因としております。しかしながら、後期支援金等分は、後期高齢者医療被保険者数の増が見込まれるため、前年比増額となります。

4 款 保健事業費につきましては、前年比較で 1,975 万円増の 1 億 298 万 1 千円となっております。こちらは令和 5 年度において次期データヘルス計画の策定を予定しております。また、被保険者の健康保持増進のため特定健康診査受診者数増に資するためその委託料の増が主な要因となっております。

以上、説明いたします。

(松山会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。はい、金清委員。

(金清委員) 歳入の国民健康保険税の備考の部分なのですが、「コロナ禍からの景気回復に伴う税収の増」とありますが、どのような根拠でこの数字を計上されたのかご説明願います。

(事務局) 昨今のコロナ禍の情勢や、近隣の同規模の自治体の状況を見てもコロナ禍による大きな影響は出ていないといえます。本市においても比較的落ち着いている状況です。

コロナ禍最中の２年前の予算編成の際には税收の方も落ち込むのではないかとの見込みで計上したのですが、昨年及び今年度の歳入を踏まえまして、コロナ禍以前の水準に戻りつつあるとして計上させていただきました。

完全なる景気回復とまでいかないかもしれませんが、以前よりは所得の方も上がってくるだろうという見込みで、歳入予算について若干増ということで予算計上させていただきました。

(松山会長) よろしいでしょうか。そのほかご質問はございますか。

それでは質問が無いようなので、協議事項(2) 令和５年度下野市国民健康保険特別会計当初予算について、ご承認をいただけますでしょうか。

—異議なし—

異議なしと認め、協議事項(2) について承認されました。

(3) 下野市国民健康保険税条例の一部改正について

(松山会長) つづきまして、協議事項(3)「下野市国民健康保険税条例の一部改正について」事務局の説明を求めます。

(事務局) 本題に入ります前に、１件ご報告がございます。

令和４年８月４日の令和４年度 第２回下野市国民健康保険運営協議会におきまして議題といたしました、令和５年度分からの課税限度額を改正する「下野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)」につきましては、先の令和４年第４回議会定例会におきまして可決成立となりましたので、ここにご報告申し上げます。委員の皆様にはご審議・ご承認を賜り、厚く御礼申し上げます。それでは、本日の協議事項(3)「下野市国民健康保険税条例の一部改正」につづきまして、ご説明申し上げます。

資料３－１をご覧ください。

国民健康保険税に係る課税限度額につきましては、国において被用者保険とのバランスを考慮しながら、被用者保険の最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が１.５％に近づくよう、段階的に引き上げられており、医療給付費等の増加が見込まれる中で、課税限度額の超過世帯割合が１.５％台となるよう、基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分それぞれの超過世帯割合のバランス等を考慮しながら、中間所得層と高所得層との引き上げ幅が公平となるよう図られております。

さて、令和４年１２月２３日に閣議決定された令和５年度税制改正大綱におきまして、国民健康保険税の「課税限度額」及び「減額の対象となる所得の基準の引き上げ」につきまして、改正となる記述がございましたので、ご報告いたします。

「１. 令和５年度税制改正大綱」をご覧ください。始めに、(１)「課税限度額の

引き上げ」として、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「20万円」から「22万円」に引き上げるものとなっております。

次に、(2)「減額の対象となる所得の基準の引き上げ」として、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者等の数に乘すべき金額を現行の「28.5万円」から「29万円」に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者等の数に乘すべき金額を現行の「52万円」から「53.5万円」に引き上げるものとなっております。

続きまして、「2. 令和5年度税制改正に対する下野市の対応」でございます。まず、「(1) 課税限度額の引き上げ」につきましては、国における税制改正がなされた後、令和5年度の本運営協議会におきまして課税限度額等の改正についてご審議を賜りますと共に、令和6年度以降分の国民健康保険税課税に向けた条例改正を実施してまいりたいと考えております。

なお、下表は下野市国民健康保険税課税限度額につきまして、参考として掲載したものでございます。先程申し上げました後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額改正に従いまして、合計として、現行の「102万円」から「104万円」に引き上げるものとなっております。

次に、「(2) 減額の対象となる所得の引き上げ」につきましては、資料3-2をご覧ください。

まず、「1 概要」でございますが、令和5年度税制改正大綱において、国民健康保険税の低所得者に係る軽減判定所得が見直されたことから、条例を一部改正するものでございます。

次に、「2 理由」でございますが、国民健康保険税の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないよう適切な措置を講じることで、安定的な制度の運用を図るものでございます。

次に、「3 改正内容」でございますが、「減額の対象となる所得の基準の引き上げ」として、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者等の数に乘すべき金額を現行の「28.5万円」から「29万円」に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきましては、被保険者等の数に乘すべき金額を現行の「52万円」から「53.5万円」に引き上げるものとなっております。なお、下表は「軽減判定所得」の算出につきまして、改正前と改正後をまとめたものでございます。5割軽減及び2割軽減につきまして、下線部が改正となるものでございます。

また、「改正後の軽減世帯推計見込」でございますが、現行では、合計で被保険者数が5,277人、世帯数が3,380世帯で、軽減額が1億6,618万3千円となっております。改正後につきましては、今回改正となる5割軽減及び2割軽減において、減額の対象となる所得の基準の引き上げにより、5割軽減が101万4千円の増、2割軽減が63万5千円の増、併せまして、164万9千円の増となっ

ております。合計では、被保険者数が 5,367 人、世帯数が 3,435 世帯で、軽減額が 1 億 6,783 万 2 千円となる見込みであることから、軽減対象世帯の拡充が図られるものとなっております。

次に、「4 施行期日 適用区分」でございますが、施行期日は令和 5 年 4 月 1 日で、地方税法施行令 改正法案の成立後、下野市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行い、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用したいと考えております。

説明は以上となります。

(松山会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。

それでは質問が無いようなので、協議事項 (3) 国民健康保険税条例の一部改正についてご承認をいただけますでしょうか。

—異議なし—

異議なしと認め、協議事項 (3) について承認されました。

4 報告事項

(1) 国民健康保険条例の一部改正について

(松山会長) 報告事項 (1) 「国民健康保険条例の一部改正について」事務局の説明を求めます。

(事務局) 資料 4 をご覧ください。

現在、国民健康保険被保険者が出産する際、出産一時金として、408,000 円、産科医療保障制度加入期間での出産については、掛け金 12,000 円を加算し、合計 420,000 円を支給しています。

この度、国の社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、「出産育児一時金の額は、令和 5 年 4 月から全国一律で 50 万円に引き上げられるべき」とされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことから、出産育児一時金について規定しております下野市国民健康保険条例について一部を改正するものです。

説明は以上となります。

(松山会長) ただいまの説明に対しまして、ご質問はございますか。

それでは質問が無いようなので、つづいて、報告事項 (2) 「下野市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況について」及び、(3) 「下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画の進捗状況について」事務局の説明を求めます。

(2) 下野市国民健康保険データヘルス計画の進捗状況について

(3) 下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画の進捗状況について

(事務局) 資料5および資料6をご覧ください。

データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の実績値において、令和3年度
の特定健康診査受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年
度を比較いたしますと、回復傾向となるも、有所見者の割合における間差は少
ないものとなっております。

特定健康診査の受診率については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対
策を行い、全41回実施いたしました。かかりつけ医で受診した方も多く、受診
率もコロナ禍前に戻りつつあります。受診率は対象者数8,843人、受診者数
4,149人前年比5.1%増の48.1%でした。

しかし、コロナ禍前よりも少ない状況は続いているため、未受診者勧奨も行っ
ております。対象者をただ未受診者とするのではなく、1度予約したがキャン
セル・当日受診しなかった方など受診確立の高い方にする、勧奨通知の文言を
変える等、工夫を行っているところです。今後も、受診しやすい環境や未受診
者対策を行い、受診率向上に努めてまいります。

また、令和3年度の特定健診の有所見者の割合においてはメタボリックシンド
ロームの該当者および予備群、BMI、HbA1c、LDLコレステロールともに前年
度との間差は少ないものでした。なお、要指導項目のある方には健康増進課に
おいて、結果説明会へ勧奨し指導を行っております。

結果説明会において、参加者より「コロナで外出・運動を控えていた。」「人の
集まるところに行くのが嫌で健診を受けていなかった。」というご意見をいただ
いております。

こうしたことから、「新しい生活様式」が求められる中でコロナ禍だからこそ
健康づくりが重要と考えるため、特定健康診査を定期的に受診し自分の健診結
果を把握していただくこと、適切な生活習慣を継続する支援が必要と考えてお
ります。

「特定保健指導対象者の減少率」においては、令和3年度は前年比7%増の
19.2%でした。市では、被保険者ご自身の生活習慣病の発症リスクや総合的な
健康状態の把握する機会を積極的に得ていただくため、高血圧予防教室等を実
施し、健診結果や生活習慣を振り返り、改善点に気づき生活改善目標が建てら
れるような指導を心がけております。また、生活習慣を改善に向けた、自宅に
おいて実践できるような取り組みを提案し、3か月後に目標の実施状況につい
てアンケートを実施し評価を行っております。本教室に参加いただいた方々の
取り組み内容を確認しながら、今後も教室内容を充実してまいります。

説明は以上となります。

(松山会長) ただいまの説明対しまして、ご質問はございますか。

ひとつよろしいですか。

令和3年度は48.1%ですが、計画の最終目標は60%と高いものでありますが、

今後のどのような取組を行う予定でしょうか。

(事務局) 受診率向上のため、定期的な特定健康診査を受けていない被保険者に対し、常にご自身の健康状態の把握に努めていただけるような勧奨通知内容にするなど工夫を凝らし、目標に向け取り組んでまいります。

委員の皆様におかれましても、ご自身の健康状態の把握のため、是非、定期的な健康診査を受けていただきますようお願いいたします。

(松山会長) ほか、ご質問はありますか。

質問が無いようなので、5 その他にうつります。

5. その他

(松山会長) 事務局からなにかございますか。

(事務局) 来年度のスケジュールについてご報告させていただきます。

資料7をご覧ください。

令和5年度の運営協議会につきましては、会議の開催を全4回予定しているほか、県国保連合会等主催の委員研修会への参加を予定しております。

また、下野市データヘルス計画が令和6年3月に計画期間満了を迎えることから、次期データヘルス計画の策定を行います。つきましては、第3回運営協議会において、パブリックコメントの実施についてご報告する予定です。重ねて、パブリックコメントの結果についても第4回運営協議会においてご報告いたします。

続きまして、令和6年度からの国民健康保険税の見直しについてです。

こちらにつきましても、ご協議いただく予定となっておりますが、昨年に令和4年、5年の保険税の見直しについてご協議いただいた際ご説明申し上げた通り、今現在、栃木県内での国民健康保険税水準の統一を目指して県と市町で協議を進めているところです。

保険税水準の統一に際して被保険者におかれましては、混乱が生じないよう、令和6年度以降の保険税率改正等についても慎重な審議が必要なことから、本日お示ししているスケジュールについてはあくまで案とし、また改めて、令和5年第1回運営協議会において皆様に正式なスケジュールをご提示できればと考えております。

説明は以上となります。

(松山会長) ただいまの説明対しまして、ご質問はございますか。

それでは質問が無いようなので、以上でその他を終わります。

本日本日予定しました議事は全て終了しました。以上を持ちまして進行を事務局にお返しします。

6. 閉会

(事務局) 委員の皆様におかれましても長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。今年度の運営協議会は本日が最後となります。委員の皆様におかれましては市国保運営にご協力いただきありがとうございました。

以上をもちまして、第4回下野市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

おつかれさまでした。

以上

会議の経過を記載し、その相違がないことを証するためにここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員